

結果 矢板市消防団表彰

他の団員の見本となる優秀な団員や永年勤続団員に対し、表彰が行われました。今後のさらなる活躍を期待しています。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、矢板市消防団通常点検および放水訓練は中止となりました。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43) 1114

栃木県知事表彰	
模範団員	花塚 正彦 (第5分団)
栃木県消防協会長表彰	
功績章	津久井政邦 (第3分団)
30年勤続	高柳 幸雄
25年勤続	澤村 成幸・町野 位夫・山本 佳明・鈴木 貴雄 村井 悟之・高野 満
20年勤続	森 一浩・長野 剛憲・小森 達也・和田 修司 菊地 豪・石塚 人一・松本 友成・小倉 明久 渡邊 智慈・関谷 一秀・小峯 安博・津久井良彦
15年勤続	川上 秀一・吉田 真一・渡邊 幸一・八木澤康仁 橋本 尚典・佐宗 弘章・星野 靖之・樋口 惟亮 阿美 秀典・大貫 靖・関谷 哲志・江連 将行 松井 一晃・渡邊 正範・太刀川 巧・齋藤 時臣 木村 泰規・手塚 一美・塚原 靖史・小川 智士 小川 幸浩・松本 次郎・赤羽 浩和・桑嶋 雅史
10年勤続	大島 秀仁・田城 智章・柳田 孝・小野崎友博 船山 博之・小林 佑馬・笹沼 光則・北條 貴弘 鈴木 一敬・片野 将宏・宅原 信之・櫻井 大輔 黒崎 真史・大谷 貴宏・高久 孝一・館脇 章郎 小野崎貴弘・吉田 智・坂口 優幸・矢板 将大
親子表彰	小川 元康・小川 裕平・中居 和之・中居 涼護 高野 満・高野 優輝

栃木県消防協会塩谷支部長表彰	
優良分団	第4分団第5部 (管轄区域：塩谷、片俣)
善行章	齋藤 裕希・田城 智章・長野 剛憲・関谷 拓大 室井 秀文・寺戸 靖・竹内 淳一・齋藤 豊 吉田 優一
5年勤続	津野田陽介・深澤 大地・鈴木 奎輔・塚田 翠 郷原 里佳・猪瀬 友宏・奥原 大介・木下 尚哉 富川 修平・齋藤 和希・君島 悠紀・古河 英晃 提筆 誠・高塩 和樹・渡邊 直樹・荒井 良和 谷口 学士
配偶者に 対する感謝状	江連 恵美

矢板市長表彰	
20年勤続	森 一浩・長野 剛憲・小森 達也・和田 修司 菊地 豪・石塚 人一・松本 友成・小倉 明久 渡邊 智慈・関谷 一秀・小峯 安博・津久井良彦
優良団員	館脇 透修・大森 文博・猪瀬 友宏・千葉 希 鈴木 貴之・関谷 安成・漆原信太郎・小滝 大智 寺戸 靖・小島 秀彦・和氣 一太・大澤 弘明 鈴木 豊・中村 哲也・館脇 章郎・坂口 優幸 谷口 学士
機械器具整備 状況優秀の部	【消防ポンプ自動車の部】 第3分団第3部 【小型動力ポンプ積載車の部】 第3分団第2部・第4分団第5部・第5分団第4部 (順不同・敬称略)

「自宅からのe-Tax・スマホ申告事前相談会」を開催します!

令和3年分の所得税の確定(還付)申告は、令和4年1月から提出(電子送信)することができます。氏家税務署では、下記の方を対象に、確定申告に向けたマイナンバーカード方式のパソコン・スマホ申告について、税務署職員が事前準備書類や入力方法を具体的に説明する相談会を開催します。
e-Tax・スマホ申告を利用することで、税務署や市の申告会場に出向かずに自宅から簡単に申告することができます。手ぶらでも相談できますので、この機会にぜひご利用ください。

対象/所得の種類が「給与所得」「雑所得(公的年金)」「一時所得」で、控除の種類が「医療費控除」「寄付金控除(ふるさと納税)」「住宅ローン控除(初年度)」のみの方

日時/11月29日(月)・30日(火) 11:00~14:00
※当日は受付順。所要時間は、1人10~15分程度
場所/市役所本館2階 本館会議室
相談内容/①申告(入力)に必要な書類
②各種所得や控除額の計算方法
③パソコン・スマホの入力・送信方法
問い合わせ/氏家税務署 ☎028(682)3311
※音声案内で「2」を選択してください。

【確定申告書の作成方法を動画でチェック】
「確定申告書等作成コーナー」を利用した入力方法などの動画をご案内しています。
詳しくはこちら

「ヘルプカード」を配布しています

緊急時や災害時、日常生活で困ったときに、周りの方に支援が必要なることを知らせることができる「ヘルプカード」を無料で配布しています。ぜひご利用ください。

配布場所/社会福祉課窓口
対象/①障がい者手帳をお持ちの方(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
②指定難病医療などを受給されている方
③そのほか、何らかの理由で支援を必要とする方

必要なもの/障がい者手帳、受給者証など *代理受領可
問い合わせ/社会福祉課 ☎(43) 1116



11月9日(火)~15日(月)は「秋の火災予防運動」

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんに防火防災に関する意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防止、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

問い合わせ/
生活環境課 ☎(43) 1114
塩谷広域行政組合消防本部予防課 ☎(44) 2511

【住宅防火いのちを守る10のポイント】

- 6つの対策
- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火防災対策を行う。

●4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【住宅用火災警報器は適切な維持管理が必要です】

住宅用火災警報器は、熱や煙などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。住宅用火災警報器が適切に作動するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的にほこりなどをふき取りましょう。
また、住宅用火災警報器本体の交換目安は10年です。



塩谷広域消防本部ホームページ 総務省消防庁ホームページ

12月3~9日は「障害者週間」

例年「障がい者週間のつどい」を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントに代わり、城の湯温泉センターにて、障がい者施設の紹介や利用者の作品の展示、啓発グッズの配布を行います。

期間/12月3日(金)~9日(木)
問い合わせ/社会福祉課 ☎(43) 1116



※写真は、昨年の展示状況と配布した啓発グッズです。

歳末たすけあい見舞金

皆さんにご協力いただいた「歳末たすけあい募金」から、経済的に困窮している世帯に対し、見舞金を配分します。配分には一定の要件を満たしていることが必要となります。詳しくは、社会福祉協議会に直接お問い合わせください。
対象世帯/市内に住居登録があり、経済的に困窮している世帯で、世帯員が生計維持に努力していると認められる世帯
※申請には世帯の収入が分かる書類や必要な経費(家賃、医療機関領収書など)の証明書が必要となります。なお、生活保護受給世帯、世帯全員が施設などに入所している世帯は対象外です。
申請方法/11月19日(金)8:30~17:15(土・日・祝休日除く)までに、直接申請(郵送不可)してください。窓口まで来られない場合は、社会福祉協議会または地区担当民生委員にご相談ください。
申請・問い合わせ/社会福祉協議会 ☎(44) 3000

福祉リフォーム 空き家リノベーション
不動産のご相談
株式会社あいる 矢板営業所
矢板市鹿島町12-13
携帯:090-4360-3395 お気軽にお問い合わせください

Pay Forward Pay Forwardで「つなぐ」「つながる」
「やいた」のご当地アプリ登場!
加盟店募集中
お客様にイベントや商品情報などお得な情報を即時配信
活動報告などの情報発信としてもご利用出来ます!
Vesta
info@vesta8.com
0267-46-5180

各種手当のご案内

各種手当の受付を行っています。詳しくはお問い合わせください。
※申請の際は、事前にご相談ください。

窓口・問い合わせ／
①～③…子ども課 ☎(44) 3600
④～⑧…社会福祉課 ☎(43) 1116

手当の種類	対象	支給制限 (次のような方は対象外となります)	手続きに必要なもの
① 児童手当	誕生～中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方	●児童を養育している方の所得が一定額以上あるとき(一部支給) ●児童が施設入所しているとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●健康保険証 ●預金通帳 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ほか
② 遺児手当	両親、または父母の一方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方	●住民税の所得割が課税されているとき ●児童が施設に入所しているとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●戸籍謄本または抄本 ●預金通帳 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ほか
③ 児童扶養手当	次のいずれかを満たす、18歳になって最初の3月が来るまでの児童を養育するひとり親家庭の父、または母、あるいは養育者 ●父母が婚姻を解消し、父または母と一緒に生活をしていない児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が政令の定める程度の障がいのある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母から一年以上遺棄されている児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ●父または母が一年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻しないで生まれた児童 ●父母ともに不明である児童	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設入所しているとき ●公的年金を受給しているとき(年金額によっては受給できる場合があります) ●父または母が婚姻しているとき(事実婚も含む)	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●戸籍謄本 ●年金手帳 ●預金通帳 ●健康保険証 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ほか
④ 特別児童扶養手当	精神または身体が中程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって養育している方	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設入所しているとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●戸籍謄本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または療育手帳、あるいは診断書 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
⑤ 特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●施設に入所しているとき ●3カ月を超えて入院したとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●戸籍謄本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または療育手帳、あるいは診断書 ●年金受給者の方はその金額が分かるもの ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
⑥ 障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設入所しているとき ●障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●戸籍謄本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または療育手帳、あるいは診断書 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
⑦ 難病患者等福祉手当	10月1日現在、矢板市に住所が有り、栃木県が実施する特定医療費(指定難病)医療費助成制度、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、小児慢性特定疾病医療費助成制度のいずれかを受給している方またはその保護者(親族)		●印鑑(本人自署の場合は不要) ●預金通帳 ●受給している制度などの受給者証
⑧ 重度心身障害児者介護手当	身体障害者手帳(1級・2級)、または療育手帳(A1・A2)を所持している方を在宅で常時介護している方	●障がい児者が入院したとき、または施設に入所したとき	●印鑑(本人自署の場合は不要) ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または療育手帳

道路に張り出した樹木は切りましょう



あなたの土地の樹木が道路に倒れる、または張り出したり枝が落ちたりして、歩行者などの通行の妨げとなっていないですか？
樹木が倒れる、または枝が落ちることで、歩行者がけがをしたり、車を破損したりすると、民法の不法行為となり、相手から損害賠償を請求されることがあります。このようなトラブルにならないよう、樹木の適正な管理をお願いします。



次のような行為は道路法で禁止されています。
●みだりに道路を傷つけたり汚したりすること
●みだりに道路に土や石・竹木などを堆積する、または、道路上で交通を妨げるような行為をすること

禁止行為に当たる場合、道路管理者から樹木の移転や伐採命令を受けることがあります。また悪質な違反には、3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科されることがあります。道路に関してご不明な点がありましたら、管理者までお問い合わせください。

道路	道路管理者
国道4号	宇都宮国道事務所矢板出張所 ☎(44) 0461
国道461号・県道	矢板土木事務所保全部 ☎(44) 2186
それ以外の道路	矢板市建設課 ☎(43) 6212

問い合わせ／建設課 ☎(43) 6212

自転車保険に加入していますか？

自転車は身近で便利な交通手段ですが、乗り方を誤れば歩行者などに大けがをさせてしまいます。自転車利用者が交通事故を起こし、相手にけがを負わせたというような事例で、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいます。

国土交通省の自転車活用推進本部では、被害者救済の観点から自転車損害賠償保険などの加入の必要性は高いと示しています。事故を起こさないための安全運転はもちろんですが、万が一事故を起こしてしまったときの備えとして、自転車損害賠償保険などに加入することをお勧めいたします。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43) 6755

自転車事故の高額賠償事例

【自転車と歩行者の事故】2013年(神戸地裁)
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折などの傷害を負い、意識が戻らない状態になったとして、加害児童の保護者に対し約9,500万円の支払いを命じた。

橋梁補修工事・舗装修繕工事を実施します

橋梁・舗装の老朽化対策や防災・減災対策の取り組みの一環として補修工事を実施します。通行の支障となる場合もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

工事場所／市道成田・沢2号線1番橋(橋梁補修工事)
工事期間／11月～3月末

問い合わせ／建設課 ☎(43) 6212



「農地利用意向調査」の提出はお済みですか？

農業委員会の活動計画の一環として、8月に農地利用最適化推進委員および事務局職員により、農地の違反転用の発生防止、耕作放棄地および遊休農地の発生防止を目的に「農地利用状況調査(農地パトロール)」を行いました。

この結果を基に、耕作されていないと思われる農地の所有者に対し「農地利用意向調査書」を送付しました。

提出期限は11月1日(月)までとなっていますので、「農地における利用の意向について」の書類に漏れなく記入の上、至急返送いただきますようお願いいたします。

意向の表明がない場合、農地法の規定に基づき、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告することになります。

なお、この調査後に耕作を再開されていた場合はご容赦ください。

問い合わせ／農業委員会事務局 ☎(43) 6220

募集 緑とつつじの八方高原ふるさと便 ～お歳暮便・限定400口～

野菜便	12品 3,900円、13品 5,400円 (矢板たかはら米、味噌、リンゴ、イチゴ、白もちなど)
和牛すきやき便	6品 6,000円 (とちぎ和牛、矢板たかはら米、生シイタケ、ネギ、春菊など)
豚しゃぶ便	6品 5,400円 (和豚もちぶた、矢板たかはら米、生シイタケ、ネギ、タマゴなど)
お雑煮便	8品 3,900円 (白もち、豆もち、ネギ、生シイタケ、大根など)
限定30口 矢板高校コラボ便	6品 3,500円 (矢板高校生が栽培したリンゴ、トマト、お米など)
米便	7kg 3,900円、11kg 5,400円、15kg 7,000円
自然薯便	約1.3kg 3,900円

※上記は本州への送料込みの金額です。発送先が北海道・四国・九州の場合は+300円、沖縄の場合は+1500円となります。

受付期間/11月1日(月)～19日(金)8:30～17:00
※土・日・祝日を除く(道の駅やいたは申込可能)

発送予定日/12月9日(木)

申込方法/農林課、農業公社、道の駅やいたにある申込書に記入の上、代金を添えてお申し込みください。ファクス、ホームページからの申し込みも可能です。



※写真はイメージです。

※農作物の生育や天候により、発送日・品目が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ/

矢板市ふるさと便推進協議会事務局(市農業公社)

☎(43)2650 FAX(43)2651

HP <http://www.yaita-nougyoukousya.jp>

募集 (仮称)矢板市文化スポーツ複合施設の 基本設計(案)に係るパブリックコメント

(仮称)矢板市文化スポーツ複合施設の基本設計の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を反映させるため、広くご意見を募集します。

名称/

(仮称)矢板市文化スポーツ複合施設の基本設計(案)

閲覧・募集期限/11月22日(月)※必着

閲覧方法/

- ・市ホームページで閲覧
- ・泉・片岡公民館で文書閲覧
- ・生涯学習館で文書閲覧

提出方法/直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送りください。

様式/様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。

そのほか/お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて、後日公表します。個人への回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問い合わせ/

〒329-2165 矢板市矢板106-2

矢板市国体・スポーツ局 ※生涯学習課取次

☎(43)6218 FAX(43)4436

✉ sports@city.yaita.tochigi.jp



詳しくはこちら

募集 令和4年度 矢板市立小・中学校 会計年度任用職員

矢板市立小・中学校において、きめ細かな指導を行うため、会計年度任用職員を募集します。

募集人数/40人程度

報酬/

- 教科担当 時給1,401円(教員免許状:要)
- 学習生活支援 時給1,103円(教員免許状:不問)
- スクール・サポート・スタッフ兼図書事務員 時給1,103円(教員免許状:不問)

※社会保険加入、通勤手当あり(2km以上)、期末手当あり

任用期間/令和4年4月～令和5年3月

勤務日/原則として児童・生徒の登校する日

勤務時間/1日7時間45分(内45分は休憩時間)

応募方法/市販の履歴書または市ホームページ(トップページ>子育て・教育>学校教育)からダウンロードした履歴書に必要事項を記入の上、令和4年1月28日(金)(必着)までに直接お持ちいただくか、郵送でご応募ください。

選考方法/書類選考・面接

※2月19日(土)に面接予定(後日通知します。)

応募・問い合わせ/〒329-2165 矢板市矢板106-2

教育総務課 ☎(43)6217

県採用常勤教職員・会計年度任用職員 などの募集について

塩谷南那須教育事務所では、管内で勤務できる各種職員を募集しています。詳しい内容は教育事務所のホームページでご確認の上、塩谷南那須教育事務所へ履歴書を郵送してください。

問い合わせ/〒329-2163 矢板市鹿島町20-22

塩谷南那須教育事務所

☎(43)0176

募集 いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ オリエンテーリング開催1年前記念大会



オリエンテーリングは、競技者が一定の区画内に配された地点(コントロール)を、特別に作成された地図とコンパスを使用して可能な限り短時間で走破するスポーツです。デモンストレーションスポーツとして来年の国体では矢板市を会場に実施されるスポーツですので、ぜひご参加ください。
日時/11月27日(土)9:30集合 場所/長峰公園
定員/計50人 *先着順、市民の方は参加無料
申込方法/11月15日(月)までに、電話・ファクス・Eメールでお申し込みください。



【クラス】

- ・個人種別クラス/中学生以上
- ・男子、女子クラス/構成員全員が小学校高学年以上の2～4人グループ
- ・家族クラス/構成員に高校生以上の方と小学生以下の方を含む2～4人グループ
- ・矢板市民クラス/構成員全員が市民の2～4人グループまたは、中学生以上の個人 *市民限定の初心者向けコースです。

申込・問い合わせ/

国体・スポーツ局 *生涯学習課取次

☎(43)6218 FAX(43)4436

✉ sports@city.yaita.tochigi.jp

募集 大人の遠足「葡萄のつるで クリスマスリースを作ろう」

クリスマスリースを飾っておうち時間を彩りませんか?お正月飾りにも使えます。

日時/12月5日(日)

10:00～12:00

場所/矢板公民館 実習室

講師/佐貫 美香先生

定員/10人

※申込多数の場合は抽選。抽選結果はハガキにてお知らせします。
持ち物/はさみ・エプロン・持ち帰りの袋(30cm四方)・基本的な飾りのほかに付けたい飾りがある方はお持ちください。(お持ちの方)ピンセット・ラジオペンチ・グルーガン
参加費/1,000円

申込方法/11月24日(水)までに、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ/矢板公民館 ☎(43)0469

*月曜・祝日休館



消費生活センターからのお知らせ

●災害後の住宅修理トラブルにご注意ください!

近年、台風や大雨などによる被害が多く発生しています。災害後は、住宅修理や便乗商法などトラブルが多発する傾向にあります。住宅の修理が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約をしましょう。また、日頃から安心して依頼ができる事業者について情報を集めておくことも大切です。

消費生活に関する事で「おかしいな」「困ったな」と思ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

※来所による相談をご希望の場合でも、まずは電話での相談をお願いします。事前の予約がない場合や、相談が混み合っているときはお待ちいただく場合があります。

問い合わせ/市消費者生活センター(生活環境課内)

☎(43)3621

募集 ～第2層協議体～話し合い の場に参加しませんか?

日時・場所/お住まいの地域にご参加ください。

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会「やさしい手」	11月26日(金) 14:00～15:30	きずな館
泉ぼっちの会	11月19日(金) 14:00～15:30	泉公民館
片岡ささえあいの会	11月24日(水) 14:00～15:30	片岡公民館

内容/主に高齢者分野における「地域の困りごと」や「あったらいいなと思う助け合い」などについて、課題解決実現のための話し合い、情報共有をします。
対象者/地域での助け合い・支え合いに関心のある方など、どなたでも参加できます。

申込方法/参加希望の方は、お問い合わせください。

申込・問い合わせ/社会福祉協議会 ☎(44)3000

高齢対策課 ☎(43)3896

ライト4(フォー)運動の実施について

例年、日没が早まる10月以降は、「人対車両」の交通事故が顕著に増加し、なかでも日が沈む16時以降の時間帯に多発する傾向にあります。

特に、16時台の発生は、前照灯を点灯していない車も多いことから、ドライバーは前照灯の早めの点灯を意識して、交通事故を防止しましょう。

問い合わせ/

生活環境課 ☎(43)6755

矢板警察署 ☎(43)0110

